慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	Magna Cartaをめぐる二三の問題(上)
Sub Title	The transformation of English feudalism in the early thirteenth century
Author	森岡, 敬一郎(Marioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1964
Jtitle	史学 Vol.37, No.1 (1964. 6) ,p.17- 43
JaLC DOI	
Abstract	最近に於けるイングランド中世史々料の公刊は、極めて顕著なものがあり、これらの原史料の校訂・公刊によつて、歴史研究に於いても幾多の新らしい分野の開拓、又従来の解釈乃至は評価に対する改定が行われつつあると言うことが出来よう。特にJohn王の治世については、Public Recordの探索やPipe Rolls、司法関係文書の校訂・公刊が著しく進みこうした新史料の刊行に伴つてこれを利用した幾多の貴重な研究が発表せられ、彼の治世の財政、行政、司法の諸分野にわたり研究の進歩が極めて顕著であることは、ここに改めて申述べる必要がない所であろう。こうした新研究によつてJohn王の時代そのものに対する評価が可成り修正されて来たのと並んで、Norman Conquest以来のイングランド中世史の研究の進歩によつて、一般に一一・一二世紀のイングランド封建制度についての我々の知識は前代に於けると比較して極めて豊かになつた。こうした研究上の進歩を背景として、John王治下に、彼の失政に対するイングランド諸侯階級、即ちbarou層を中心とした叛抗の内から生じたMagna Cartaそのものに対する種々の再吟味が促されることとなつた。ここにこれらの新らしい諸研究に依拠しつつ、Magna Cartaをめぐる幾つかの問題について考えをまとめて公の御批判をぎたいと考える。
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19640600-0017

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Magna Carta をめぐる二三の問題（上）

森岡敬一郎

最近に於けるイングランド中世史々料の公刊は、極めて顕著なものがあり、これらの原史料の校訂・公刊によつて、歴史研究に於いても幾多の新らしい分野の開拓、又従来の解釈乃至は評価に対する改定が行われつつあると言うことが出来よう。特に John 王の治世については、Public Record の探索や Pipe Rolls、司法関係文書の校訂・公刊が著しく進みこうした新史料の刊行に伴つてこれを利用した幾多の貴重な研究が発表せられ、彼の治世の財政、行政、司法の諸分野にわたり研究の進歩が極めて顕著であることは、ここに改めて申述べる必要がない所であろう。こうした新研究によつて John 王の時代そのものに対する評価が可成り修正されて来たのと並んで、Norman Conquest 以来のイングランド中世史の研究の進歩によつて、一般に一一・一二世紀のイングランド封建制度についての我々の知識は前代に於けると比較して極めて豊かになつた。こうした研究上の進歩を背景として、John 王治下に、彼の失政に対するイングランド諸侯階級、即ち barou 層を中心とした叛抗の内から生じた Magna Carta そのものに対する種々の再吟味が促されることとなつた。

ここにこれらの新らしい諸研究に依拠しつつ、Magna Carta をめぐる幾つかの問題について考えをまとめて公の御批判をぎたいと考える。

一

さて、第一に考えるべき点は、この、Magna Carta は、いかなる意味で封建的文書であつたと言い得るかということである。即ち Holt も指摘しているように、一一一〇年に Henry I が即位に当つて公布した Coronation Charter が、その内容に於いて、当時の封建制度の諸規定を国王が確認したものでありながら、現実の行政或は司法の領域に於いては殆んど問題となることなく、時人の注意を惹いたのは現実にそれが紛争に当つて Baron 層から国王に対する攻撃の場合の論拠として利用されるに至つた John 王の治世までまたねばならなかつたのに反し、Magna Carta はその発布（司法領域に於いては、一二二五年の修正発布後）後盛んに王権の行為に対する訴訟の論拠として法廷に於いて引用せられている事実である。(2) これは、恐らく前者が当時一般の慣行であつた封建制度の諸原則を単に集成し確認したに過ぎないものであり、その故に、かかる原則が封建制度の機構として平穏裡に実現されていた限りに於いては、何等世人が敢えてそれを論拠として事を構える必要も生じ得なかつたのに対し、後者は、既に封建制度そのものの分解或は機能喪失が生じ封建制度を越えて伸張せんとする王権と封建的慣習を既得権として維持せんとする Baron 層との激烈な衝突の裡から、両者の妥協として生じたものであつたという点に由因するものと思われる。従つて、これら二つを封建的文書と言うとしても、封建制度そのものえの姿勢に於いても、又この二つの文書が発布された当時の当の封建制度そのものとても、同一とは言い難いように思われる。(3) 夫故に先ず第一に、一三世紀に於けるイギリス封建制度のあり方について少しく考察を加えて見ることが必要であろう。そしてこのためには、幾つかの点について一一世紀 Norman Conquest 以後のイングランド封建制度の進化について考えて見る必要があろう。

扨、本来、封建制度は領土の保全のための防衛力の確保を目的とするものであつた。「軍務付き封」即ち knight's fee は、正に軍務の提供に対する代償として保有が認められるものであつた。国王 William I が臣下に夫々一定の騎士差出しを義務付けて、土地を封与した時、イングランドに於ける「軍務付き封」の総数は五〇〇〇とする Round 説を余り多く越えるものではなかつたと思われる。(4) イングランド国内の防衛よりもヨーロッパ大陸での戦斗が重要な問題となり、又戦斗そのものも次第に複雑化し、一つの戦争の期間も長くなつて来ると、四〇日を限度とする従軍義務は不充分となつたし又、他の幾多の不都合が国王の側にも又封建武士そのものの側にもあつたと思われる。ここにやがて「軍務付き封」の保有者自らが場合によつては自ら出征せずに貨幣の支払をもつて代える所謂 scutage の制度が生れて来る。この scutage の制度は可成り早くから認められる。又、国王から直接「軍務付き封」を受けた一般的に言つて大諸侯は、軍備及び生活を全て彼等自らの Household 内に於いて賄う所謂 Household Knights を国王によつて課せられた必要人員全てに相当するだけ抱えることはなく、自己の「封」即ち barony を再分割して下部に「軍務付き封」を設定して行く所謂 Sub-infeudation の過程が進行して行く。この場合、国王に対して負う servitium debitum の quota 以上の knight's fee を設定することが多かつた。又、Henry II は一一六六年に、「(一) Henry I の薨去当時 barony 上に幾つの knight's fee があつたか、(二)誰がそれを保有していたのか、(三)その後幾つの knight's fee が設定せられたか、(四)現に「封」を保有しいる者は誰か」の質問を各 barony 毎に行つて、封建軍隊の可能な戦力の実態を把握することになつた。(4)

この調査を中心に更に Pipe Rolls その他の記述を加えて、Sidney Painter の行つた計算によれば、詳細を知り得る六五の世俗の barony. 二二の教会領 barony の内、世俗領に関しては、一一三五年までに、一七の barony の領主

は servitium debitum 以上の数の knights' fee を設定し、八の barony の領主は頂度均しい数を保ち、四〇の barony の領主は servitium debitum 以下の knight's fee しか有していなかった。一一六六年には、必要義務以上の knight's fee を有するもの二四、必要以下のものは三三となつている。教会領に関しては、Henry I の治世に既に二二の barony の内一八は必要義務以上、一つが必要義務だけ、唯三つだけが必要数以下であつた。一一六六年には最後の三つの内一つは必要数を充たしている。(5) 更に同じく Sidney Painter の計算によれば、servitium debitum に規定された以上の knight's fee を有する一七 barony の内、九は二〇パーセント以下の超過、二は二〇乃至五〇パーセントの超過、二は五〇乃至一〇〇パーセントの超過、四は二倍以上の knight's fee を有していた。又四〇の規定数に不足する knight's fee をもつ barony の内、一五は二〇パーセント以下の不足、一九は二〇乃至五〇パーセントの不足、六は規定数の半分以下の knight's fee をもつにすぎなかつた。こうした不均衡の生じた理由の一つに、William I の封設定の当初に於ける封の大きさ或は経済力と封に課せられた義務との間に必しも一定の比率のなかつたと思われる事情がある。しかし、一般に領主は、単に多数の騎士を抱えることが、当時の社会に於いて自己の権威を裏付ける大きな力であつたためばかりではなく、封関係が単に軍務の提供を意味したのみならず、軍務そのものが可成りの範囲にわたつて貨幣支払いを以つて代納せられたという点に於いて又封関係に伴つて生ずる Relief その他の所謂「封建的附常義務」によつて生ずる収入の点に於いても、可能な限りに於いて多数の封を設定することが有利であつたのであると思われる。Sub-infeudation の進行は、かくして、大諸侯領に於いては、このように可能な場合には servitium devitum 以上の封の設定により、かかる baron 層の中間者としての利益の搾取を可能にしたが、(7) 一方に於いては、小貴族の間に於いても同一過程が進行し、このために、本来一つの規本単位として再分不割が可能であるべき knight's fee

そのものの再分裂も生じて来る。こうした事能は、knight's fee の保有者をして自ら必ず従軍せしめるという本来の封建的軍事義務の遂行を困難ならしめる原因であつたと共に、又一方に於いては、軍事義務を貨幣支払を以つて代える制度の発達によつて初めて可能なことでもあつたと思われる。しかしてともかくも一一六六年 Henry II が、先述した調査を行つて軍事義務負担能力ある者の調査を行つた時、かかる義務にたふる者の人数は著しく減少し、当時の戦斗（主として海外での戦斗）に出陣し得るものの数は約七六〇人になつたと言われている。[8]

一方に於いては戦斗規模の変化という軍事的な原因と、他方に於いては、封の細分化という社会的原因とによつて、この頃から軍事義務を貨幣支払を以つて代納する制度は著しく進展を見せて来る。即ち既に Henry I の治世に於いて既に Round が指適した有名な Ely の Bishop, Hervey に対して「国王が王国内に scutage を徴集する時、当 Bishopric の負担すべき一〇〇ポンドの scutage の内四〇ポンドを免除する」[9]という特許状、或は、Salisbury の Bishop, Rogen が Norwich の Bishop, Herbet に宛てた書簡に於いて「軍事義務遂行の代りに六〇ポンドの貨幣支払いを要求された」[9]ことを述べていることなどにより、この時期に scutage が教会領に於いては行われていたことを示している。しかし Stephen の治世を迎えると scutage に関する charter や記述は増加し更に Henry II に至つて一層一般化することになるのである。又 Stenton によれば、既に Henry I 時代から世俗領に対しても scutage が行われていたとしているが、[10] これは必しも認め得ないとしても、Henry II 以後は教会領、世俗領を問わず scutage の徴収が行われている。即ち Henry II の治世の最初の一一年間に、五回の scutage の徴集が行われているが、[11] その第一回は、教会領に対してのみ徴収せられたが、第二回以降は世俗領からも徴収せられている。こうした事態は軍事義務そのものの後退であつた。勿論、当時の軍隊、更には一三世紀以後の軍隊に於いても、騎士は依然としてその根幹を形成し

ていたのではあるが、この純軍制史的問題はそれ自身複雑なもの故稿を改めて論じたいが、しかし封建的軍事義務そのものの本来的な意義の喪失とまでは言わずとも少くとも純軍事的意味の稀薄化を来たしたことは否定し得ない。この結果、封の授受関係から生ずる金銭的義務が著しく重要となる。しかして軍役奉仕よりも金銭負担が重要となれば、国王にとつては、knight's fee の保有の現実の状況を知ることは一層重要とならざるを得ない。即ち、国王は servitium debitum の全 quota を現実に兵員として必要とすることは殆んどなかつたから必要な兵員の徴収を得れば充分であつたとしても、今や貨幣的負担によつて代替せられることになると、この負担は全 knight's fee に課せられ得るし、又、feudal aids、relief や更には今や封主（又は国王の）収入源となつて本来の意味を喪失していた marriage や wardship などの所謂 feudal incidents も、「封」の保有関係によつて賦課せられたから、この関係を正しく把握することは一層必要であつたのである。ここにも一一六六年の調査の行われた一つの理由があろう。

この scutage の制は、国王がその直属封臣を通じて全国的に徴収される場合と共に又、barony 内に於いて、封主が下属封臣から徴収することもあつた。既に Round が注目して以来極めて著名な Earl of Pembroke, Gilbert が Southwark Priory に下賦した「scutage 以外の義務を免除する」[12]ことを規定した。charter は、Stephen の治世のものとされているが、既に barony 保有者たる封主が下属封臣たる教会に対して軍事義務の免除を認めていたことを示している。又、充分な大きさの所領内部に於いては、実際に軍役の召集が行われた場合には数人が一組となつて交替に出陣し、その費用は他のものが負担することが行われていたり、[13]或は極めて小規模の「封」にあつては、その著しい例は一 knight's fee の一〇〇分一にまで縮少しているために、それは結局 scutage によらざるを得なかつたものと思われる。[14] Poole[15] の引用する例に従えば、Henry I の治世に、Warwickshire の一所領を下賦した charter は、「年二

○シリングの支払を以つて一 knight's service」に相当する義務として、現実の軍役奉仕を免除しているし、又一一九六年には Robert Blundus なる者は、一 knight's fee に対する軍役義務を貨幣によつて (per denarios)」代替していることを示している文書がある。[16] (尚 fine についての考察は省略する)

以上の如く、「封」の軍事機能の稀薄化と「封」の細分化とは平行的に進行して行つたものと思われる。

註

(1) 例くば relief について、Henry I の Coronation Charter は、それが「道理に適つたもの」であることを要求しているのに過ぎない。この規定は「封建的慣行」が自働的に機能するのをそのまま認めているこの Charter の在り方をよく示している。

(2) この Magna Carta が訴訟の際に論拠として引用されている古い例は、Holt の指適によれば、一二三六年、John the Scot (Earl of Chester) が所領の相続をめぐつての訴訟に於いて、国王の執つた訴訟手続が不当であると主張した時に、その論拠としたものが Magna Carta であつた。但しそれは、一二一五年のそれではなく、一二二五年のそれであつた。彼によれば、Magna Carta がイングランド国制史上重要な意味をもち得るに至つたのは、最初の発布後の内乱と数度にわたる確認にありとしている。

(3) Holt の見解である。

(4) Round.; Feudal England. p. 292.
A. L. Poole. Obligations of Society in the XII and XIII Century p. 36.
Sidney Painter; Studies in the History of the English Feudal Barony. p. 25 を参照されたい。

(5) Sidney Painter, Studies. pp. 25–29. Sidney Pain-

J. C. Holt.; The Nontherners. (Oxford. 1961).
〃 〃 "Rigtts and Liberties in Magna Carta." (Album Helen Cam., Paris. 1960) pp. 57–69.
〃 〃 "The Barons and the Great Charter." Eng. Hist. Rev., Ixx, (1955).
〃 〃 "The making of magna Carta" Eng. Hist. Rev., Ixxii, (1957).

ter によれば、Round の表、(Feudal England p. 253–256) は、Arsic. Dover. Fitz Alan を除きそのまま承認し得る。その三つの内 Ansic は一〇 knights ではなく二〇 knights. であるが、他の二つは、Round の推定に異論の余地があるにすぎないとしている。(附表一、参照)、(p. 25. N. 14.).

（6）附表(二)参照。

（7）A. L. Poole の指摘する所によれば、直属封臣は要求せられた scutage を Exchequer に支払うと共に、下属封臣にその knight's fee に応じて、scutage を課した。この場合に、国王から課せられた servitium debitum の quota よりも彼の下封した knight's fee. の方が多い場合には、中間領主の利益となつた。例へば Bury St. Edmunds の修道院長に課せられたのは四〇 knight's service であつたが、修道院長が実際に下封していた knight's fee は五二あつた。それ故「knight's fee に二〇S が課せられた場合には、一一 Knight's fee の分が修道院長の手に残るであろう。……」(Jocelinde Brakelond p. 49.) ということになつた。

（8）Sidney Painter; Studies, pp. 33ff. Sir F. M. Stenton; First Century of English Feudalism. (2nd Ed.). pp. 152–191.

（9）Round, Feudal England. p. 268.

（10）〃　〃　p. 310.

（11）Stenton. English Feudalism. p. 183. Sidney Painter, Studies. pp.31–32.「彼 (Stenton) は、(Henry I 時代までに) 同様の慣行 (＝scutage) が世俗の領主に対しても徴収されていたと主張している。彼は scutage を封臣の負う義務として記している世俗の baron の発した多数の charter を引用しているが、その内最も決定的なものは、Southwark Priory への土地が「free from all sevice except scutage, so that when it shall happen that a knight gives twenty shillings, that land shall gives one mark, it shall give sixteen pence.」の条件であることを定めた文書 (Stenton, p. 184. 彼は Fascimiles of Royal and Charters in the British Museum より引用している。彼はこの文書を一一三八—一一四八年、恐らく一一三八—四〇年のものとしている。同頁註二) であるが、これも決定的なものではない」としている。(Studies. p. 31.)

（12）Sidney Painter; Studies. p. 34

（13）前註(11)に引用。周知の如く、一三世紀に於いては、国王直属封臣は、国王の writ de scutagio habendo

を得なければ、下属封臣から scutage を徴収しないのが原則であつたが、これはそのまま一一、一二世紀の事態ではなかつたらしい。Stenton は、Henry I 治下に於いては、箇々の封主のイニシアチブによつて scutage の徴収が行はれたとして、次に記す史料を引用している。

「余、Robert of Aldglose と余の子、Hamo は神と St. John of Horton とそこに於いて神に仕へる修道士達に、Rbert of Vere が世襲の権利に於いて余から保有する半 virgate の土地と、Lanter の子 Cola が行つた勤務、及び Cola とその祖先が余と余の祖先に対してそれを以つて奉仕した liberties, customs 及び honours を与へることを神聖なる教会の全ての忠実なる人々に告知する。余等は、これらを永久に負担を課さない寄進として与へる。修道士達が余及び余の後継者達に負うべきそして Cola が修道士達に負上べき国王の運搬義務への権利と、余り封主への義務即ち scutage とを除いてはかつて余の父 Osbert が最も自由に保有していたように保有すべきものとしてこの scutage に関しては、余の封主が彼の土地に於いて scutage を徴収する場合には、the borthpenny を支払うべきものとする。」(Stowe M S. 935. f. 17. b).

(14) 例へば A. L. Poole は Somersetshire の一小修道院であつた Muchelney 修道院の例を挙げている。この小修道院の servitium debitum は一 knight であつたが、一一六六年の return によれば、その所領は夫々三〇マイル離れた Richard Revel と Ralph Tabuel とが保有する二つの部分に分れていたが、knight service は二人の間で分担されていた。一二一〇年に於いても尚、この状況は続いている。一二一〇年に於いては Ralph Tbuel の女 Margaret が「一人の騎士とその武器、及び騎士の出征中の費用五分の三を負担する」ことであつた。(Obligations pp. 43–44.)

又 Ramsey. St. Albans などの大きい諸侯の領内に於いては、「封」保有者間に一種の組織が出来ていて交代制その他が行はれていた。Chew, Ecclesiastical Tenant-in-chief and Knight Service. (Oxford. 1932) pp. 122–150.

(15) F. M. Stenton; Danelaw Charter. No. 471.
Stenton; English Feudalism. pp. 160–161,

(16) Sir Christopher Hatton's Books of Seals. No. 528.

(17) P. R. 9. Ric. I. pp. 167–8. (Poole, Obligations, p. 46. より引用)

三

この「封」の軍事的意義の喪失と関聯してもう一つ考慮すべき問題がある。それは「封」の世襲制の問題である。本来「封」は、必要なる防衛力を確保するための経済的基盤であつた。従つて、「封」の保有は、封主或は封臣の死亡を以つて解消し、改めて homage の提供並びに relief の支払いが行はれ、これを以つて改めてこの新らたな封臣にその保有権が与えられるべきものであつた。marriage 及び wardship についても、その起源は、本来封主が防衛のために必要な人物に「土地」を給するのであつたから、未婚の女子が誰と結婚するがについては大に利害があつたし、又未成年者が「封」を保有すること自体もその本来的目的達成に不都合を来たすことにあつたのに他ならない。

かように本来的に見て、「封」は受封者をして軍役を主とする一定義務を実現せしめるための経済的基盤たるに他ならず、従つて「封」の保有者のその「封」に対する権利は「所有権」と比しては極めて弱いものであつたのである。例えば、大陸に於いては、初期に於いては、受封者は封主の一方的意志によつて、受封者から「封」を剝奪することも可成り広範囲に可能であつたし、勿論「封」の一身専従性の性格も原則であつた。しかし一三世紀頃から、封の世襲制が次第に確立し更に「封」保有者の「封」に対する権利も次第に強化されて来る。これらの事実は、改めてここに再説する必要はないと思われるが、一応記して置くことが便利であろう。

扨、西ヨーロッパ一般の「封」に対する保有者の権利の進化がそのようなものであつたとして、イングランドに於いては事情はどうであつたろうか。

Maitland によれば、イングランドに於いては、征服後封建制度の成立と同時に「封」の世襲制と長子相続制とが確

立していたとされている。[1] 又 Bracton に於いては、世襲制は封の属性として考えられていることも事実である。即ち一三世紀には既に「封」の世襲制は確立したそれが「封」保有者の権利として認められていたのである。しかしこの一三世紀の事態が果してそのまま一一・一二世紀に妥当し得たか否かは検討を要する問題と思われる。

一一・一二世紀の「封」の相続については、大規模の「封」については、その保有いかんが政治的にも影響する所が大きいために、その転移の経緯は諸種の記録、記述史料から我々は知ることが出来るがしかし原則を規定した文書は見出すことが出来ない。従ってこれらの事例を通して検討を加えて見よう。

多くの事例を検討して見れば、征服直後からノルマン朝を通じて、事実上、knight's fee は、世襲されているのが通例であつた。[2] 従ってこのことに関する限り、Maitland の見解には、充分な根拠があつたとも言えよう。しかし、事実上に於いて世襲が一般であつたことから、直に、「封」の世襲制が確立していたと考えることはやや問題があろう。Maitland が彼の説を公表したのは一八九八年であつて、Galbraith[3]、Chew その他によりその後幾多の文書の発見検討が行われ、この間の事情がより精密に判つて来たものと言えよう。

今ここに、Stenton その他の研究に依拠しつつ、この問題を少し考えて見よう。H. Galbraith[4] によつて発見せられた。Bishop of Hereford, Robert Losinga が Holme Lacy の manor を Roger Lacy に与えた William I 時代（一〇八五年）の charter がある。この charter に於いて注目すべき点は、「Roger が死亡するか、或は修道士になつた場合、Rogen の母、妻、子或は親族一般から何等の拘束を蒙ることなく、（封主たる）司教はその土地を没収して自己の直領地に加える」ことを明言している。又、受封者の死後、いかなる条件によるともその後継者に「封」の再封を行わないことを規定した多くの charter の例は Chew[6] によつて集められている。更に、Douglas が発見した国王の直属

封臣 Peter なる者が Bury St. Edmunds の修道院並に修道院長 Baldwin の「封臣となることを規定した一〇六六―一〇八七年のものと推定される文書に於いては、その保有する「封」の世襲なるか否かが故意に漠然とさせてある。(7)

ここに述べた一**聯**の事実よりして、「イングランドに於いては、ノルマン征服に続く直後の時代に於いては、「封」の世襲制は確立してはいなかつた。一〇八七年以前の、我々の手許にある二つの最も初期の下封文書は（封臣の）生涯の保有以上のものを認めていない。但し、これら二の場合に事実上は「封」が後継者に事実上伝えられたことに注目すべきではあるが」という Ganshof(7) の言葉はそのまま承認することが可能であろう。

要するに、封臣の死後、一般に死亡した封臣の遺子、しかも長子に、homarge を課しその「封」を再び下封することが封主としても最も好都合な方法であつたために、この仕方が一般に行われていたのであつて、「封」そのものが一つの属性として世襲制という性格をもつていたのではなかつたと思われる。事実上の世襲は Douglas が言つているように、(8) 正に便宜上生じた問題であるに過ぎなかつたのであつて、「封臣」の側に於ける権利とは言い難いものであつたと思われる。

しかし、こうした事実上の世襲が少くも一般的に言つて三世代繰返されたものと思われる一二世紀に至ると事情は稍異つて来る。即ち一二〇〇年代の中葉に至ると、「封」に対して保有者の後継者は、相続に対する期待的権利をもつようになつて来るのである。これを逆の側から示すものとして、Stenton が挙げている一一二二年の文書によれば、Sciatisme donasse Turstano dapifero meo et heredibus suis Geddingam et Daiwellam pro seruicio suo de me……とあつて、受封者が、受封者一代のみならずその後継者をも含めて権利を与えているのが見られる。(9)

更にこのことは一二世紀後半に発せられた「封」賦与の文書の内、最初の受封を証する文書に於いては do et con-

cedo なる文字が用いられているのに対して、封主が死亡した封臣の遺子に「封」を再び与える文書に於いては、「死亡した封臣の子が何等かの権利を有していることを認めているが如くに」concedo et con firmo なる文字を使用していることによっても証明されよう。[10] かくして封主は他に「封」として支給した土地については、「封」の保有者と権利を分ち合うことになる。即ち「封主は下封した「封」に対してあくまでも権利を有するがその権利は、事実上封臣の後継者が当該の「封」を継承するという慣行の繰返しにより制限されて来、次第に封臣の後継者に相続期待権が生ずると更にこの制限は強まって行った。そして遂には、封主はその土地について seisin in service を、封臣はその土地に対してseisin in demesne を有するということになった。

即ち一一七八年の Assize of Northumpton 第四条に於いては次のように規定されている。[12] 即ち「もし自由保有民が死亡した場合、彼が生き死んだ日に彼の封に対して有していたと同一の seisin にとどまるであろう。……後に、彼等は彼の封主の所に赴き relief を支払い又その封によって要求せらる全てのことを行うべきものとする。……もし「封」の封主が死亡した保有者の後継者に対して彼等が要求する seisin を拒否した場合には、国王の裁判は死亡した者が生きかつ死亡した日にこの点についていかなる seisin を有していたかについて、一二人の合法的なる人々をして認知を行わしめるであろう。……」とある。これは正に保有者の後継者の「封」に対する権利を確立したものに他ならない。勿論封主の権利が全て消滅したのではない。封主は下封した「封」の上に一種の上級所有権を依然として保持するが、土地の seisin そのものを、当の「封」の保有者及びその後継者に対して主張することは出来ないのである。一方封臣は「封」の所有者ではない。彼は依然として一生限りの保有者であるにすぎない。(補説1) しかし彼の後継者は、最早再び封主より下封されることなくして、「封」に対する seisin を取得し得るのである。

こうして封主の下封した「封」に対する「権利」は、一一世紀中葉に比して著しく弱まつて来る。即ちここに至つては、封主はその下封した土地そのものについては事実上支配権を失い、もはや単にその土地より生ずる各種の estate に対してのみ権利を有するに過ぎなくなる。これと逆に当該の「封」の保有者の後継者の権利は著しく強化され、国家の権力によつてそれが保護さえされて来る。この封臣の保有する「封」に対する支配権の強化、換言すれば、「封」の保有者の estate 化の過程を更に「封の移譲権」の問題を中心にして考察することにより、保有者の権利の強化の傾向が更に進行して行くことが看取し得るであろうからである。自由処分の範囲の拡大は、保有者が「封」の dominus verus にいかに近付いているかを知るに重要なポイントであるからである。

他から「封」として与えられた土地を第三者の手に委ねることは、その土地に相当する負担を設定して行う場合には封主にとつても封臣の負担の一部を新たにその下に設定された封臣が代つて遂行するに過ぎなかつたのであるし、又この「封」の元保有者にとつても、同じ意味でさしたる問題はなかつたと言つてよいであろう。しかしこの移譲が何等の負担の設定を伴わないで行われた場合には、移譲を行つた人が封主に対して負う義務を、移譲によつて縮少した土地によつて遂行しなければならないし、そしてこのことは移譲した人のみならず、全てその子孫によつても同一のことが要求されることになる。そしてこのような移譲の最も典型的なものは教会への寄進であつたと言えよう。この場合にヨーロッパ大陸に於いてはその土地に利害を有する者の予めの同意を必要としたことはここに再説する必要はないであろう。イングランドでは事態はどうであつたであろうか。既に古く Maitland が明らかにしているように、一二世紀に於ける多くの charter から窺知る所では、その「封」の封主とその「封」の保有者とは均しくこの移譲に関与したのである。即ち、封主が主宰する彼の封臣団の会議の一つの主たる仕事は、封臣の一人がかかる無償の移譲を行うに当つてそれを

検討し討議することにあつたのであつた。[14] 即ちかかる移譲に当つては、移譲を行う人の封主の同意を必要としたのである。しかしてかくて行われた移譲も、後継者を拘束するものではなかつたらしく、一二世紀に於いては、後継者が改めて再び贈与しなければ、かかる贈与は、贈与者の死と同時に効力を失つて了つたものと思われる。このことは、多くの贈与の繰返しを証明する文書が存在するのみならず、更にかかる贈与を行われるべく教会が努力している文書も又存在するからである。[15] そしてこの贈与の繰返しをさけ、贈与者の贈与行為に後継者を拘束する効力を得させるためには、贈与に贈与者の長子も加わさせることになつた。長子即ち贈与者の presumptive heir は、共同贈与者として現われることもあつたし、又贈与に対して単に同意を表しているにすぎないこともあつた。又 Glanvill によれば、人は世襲財産の一部を婚資として、retainer に対する報償として、或は、教会への寄進として、勿論何等の負担を設定することなく贈与し得るとしている。[16] 更にしばしば引用される一例であるが、一二二五年の king's Court の決定は、後継者は、「封」の全てを父が寄進を行つたために、封主に対して軍事義務のみを負い、それを支える土地を失つて了つたのに対して、救済を与えず、亡父に「封」の自由処分権を認めて、保有者は versus dominus であるとしているのである。[17]

かくして、「封」の自由処分権が、実質的に保有者に確立することとなると、事実上、封建的義務実現を確保するからも、又その他の理由からも、何等かの制約を加えることが必要であるにかかわらず、それが封建制度の内部に於いては見出し得なくなつて来る。そこにより大きな国家の法の力によつてそれを規制する要請が、封建秩序の全ての階層の封主から要求されて来ることは当然であり、一二一七年のマグナカルタの第三九条の「いかなる自由人も、残余分を以つて、封に結はし勤務を封主に提供し得ざる程に、彼の（保有する）土地の多くを売却し又は（他人に）与えてはならない」との規定はまさにこの要求に答えたものとしてよいであろう。

註

(1) 「イングランドの土地の大きな贈物を受けた征服者の従属者達は、それらの土地を世襲のものとして保有したのか否かという問題に導かれる。彼等がそうであったことは確かである。」(Pollock and Maitland; History of Eng. Law., vol. I. p. 313)

「国王について同じことが、中間封主についても言える。……ノルマン朝の feoda は疑いの余地なく世襲制のものであった。」(pp.314–315.)

(2) 例えば Plucknett; Concise History of Common Law. (5th. Ed.) p. 524.

Sir F. M. Stenton; First Century of Fnglish Feudalism. (Oxford. 1961²). pp. 161–163,

(3) 次註(4)、(5)(6)に記した Galbraith、Chew の論文及び Douglas の研究を意味している。

例えば Chew は、「初期ノルマン朝時代に於いては、封は尚原初的 beneficium 的性格を尚帯びていた。」と。(Chew, The English Ecclesiastical Tenants-in-Chief and Knights Service. (Oxfosd. 1932) p. 118.)

(4) V. H. Galbraith; "An Episcopal Land-Grant of 1085." Eng. Hist. Rev., xliv. p. 353–p. 72.

(5) Chew; Ecclesiastical Tenants-in-Chief. p. 118.

(6) D. C. Douglas; "A Charter of Feoffment under William the Conqueror." Eng. Hist. Rev. xliii pp. 245–7.

この文書は D. C. Douglas; Feudal Documents from the Abbey of Bury St. Edmunds. pp. 151–152. (No. 168) にも記載されている。Douglas 同書、ciii に、この文書についての説明がある。

尚これら二つの文書は Douglas 編、English Historical Document. Vol. II に記載されてゐる。

(7) Ganshof; Feudalism. (London, 1952) p. 96

(8) 「新らしい保有 (=knight,s fee) の世襲についてさく、時には漠然としたままにされて居り、又時には論議の的となっているようである。私が考くるには、新らしい「軍務付き封」の世襲的な性格は、法によってではなく(法は初めははっきりとしていなかった)、現実の仕方として確立したものであったと思はれる。この現実のやり方が後には不可変のものとなり、遂には法の定義に結晶したのであった。」(Douglas.; Feudal Documents from the Abbey of Bury St. Edmonds. (Oxford. 1932). cii–ciii.

(9) Stenton; English Feudalism. p. 155. 尚、Appendix. 29.

(10) Willelmus Peverel de Dour' Hamundo Peverel fratri suo et Willelmo Peverel nepoti suo ac ommibus suis hominibus Francigenis et Anligensis necnon et amicis tam futuris quam presentibus salutem. Sciatis me donasse Turstano dapifero meo et heredibus suis Geddingam et Daiwellam pro seruicio suo de me et heredibus meis tenendas in feodo et hereditate et sacha et socha et tol et theam et infangenethef in nemoribus et planis in uilla et uico et campis et pratis in aquis et omnibus aliis locis pro seruitio dimidii equitis. (Cartae Antiquae. p. 36). (Stenton pp. 155–156).

更に S. E. Thorne 教授によれば、Sir Christopher Hatton's Book of Seals (Oxford. 1950). No. 528 の次の文書を引用している。(Thonne; "English Feudalism and Estates in Lannd." (Camb. Law Jounal., Nov. 1959. p. 198.)

P. filius Willelmi omnibus et fidelibus suis salutam. Scialutem. Sciatis me dedisse et concesse Willelmo filio fr', et heredibus suis Wlfordin in feodo et hereditate ad tenendum de me & heredibuo meis per terciam partem seruicii unius militis ita quod seruicium ouum totum debet redimere singulis annis per XX solidos dando X solidos in Pasca et X in bestiuitate sancti Michaelis. quapter uolo et firmiter precipio ut ipse et heredes sui predictam terram libere et quitte cum omnibus bibertatis suis de me et heredibus meis imperpetuum teneant. ipse inde meus homo est.

Charter of Peter son of William giving to William son ofReinfrid Wolverton, Warw., in fee and inheri tance. (ca. 1125).

(10) Stenton. First Century. p. 162. 及び p. 272. 引用の Landsoune MS. 207 E. p. 201 の一文書 B. de Sancto Walarico omnibus suis hominibus Fracis / Anglicis presentibus / futuris saltutem. Sciatis me concessisse / presenti carta contirmasse Burnardo filio Milonis de Harensis / heredibus suis duas hidas terre / dimidiam in Mixebire tenendas de me / de heredibus meis sicut pater suus de patre meo tenuicium dimidii militis Bernado Cachelenen teste / Eustachio de Fres-

ceneuilla / Hugo de Sancto Germanô / Radulfo clero / Willelmo de Braiosa / hoc iure temdum. Vale te. (CC 1170.)

(12) Stubbs; Select Charter. pp. 179–180.

(13) Pollock and Maitland; vol. ii. pp. 309-311.

(14) Stenton; English Feudalism. p. 161.

(15) S. E. Thorne 上掲論文、及び Book of Seals. Nos. 88. 33o (p. 201).

(16) Pollock and Maitland; vol. ii. 308–309.

(17) 同書 vol. ii p. 311.

四

前節に於いては、「封」の相続権及び自由処分権の進化を中心として、封主の支配力の弱体化の過程を辿つて来た。しかしこの封主の封臣に対する支配力の弱体化を又別の面から考察して見たい。

ノルマン征服後、イングランドに封建制度が移植された時、それは、母型となつたフランスの、より正確にはノルマンヂー地方のそれと可成り著しい類似の存したこと、従つて、最高封主たると直属封臣との関係について、後者の下属封臣に対する支配力は可成り強かつたと見るべきことは、既に Stenton の古典的研究以来定説として認められていると見てよいであろう。従つて、一方に於いては、Domesday Book の作成とか、「Salisbury の誓約」とかに具体的に現われている強大な王権や中央集権的な傾向が、アングロ・サクスン時代以来の謂わば部族制度以来の旧来の秩序の遺構と征服という事実とによつて顕著に認め得るとしても、最高封主たる国王が直属封臣特に baron に対して立つていた「封」関係に於いては、一一世紀後半の事態を王権が所謂 prerogative を主張して強化されて来た Henry II 時代以後の事情と直に同一視することは許されないであろう。

直属封臣、特に Honour を保有する大諸侯は、国王に「封」の給付と引換えに遂行すべく義務付けられている義務

を怠らざる限り、国王なるの故に侵害することが後には国王の行うべきものと認められた領域に於いても、多くの自主性を有していたのであった。この具体的な現われが、かかる封臣が下属封臣団を以って構成していた Honourial Curia でありその又強大な力であった。

即ち Leges Henrici Primi[1] によれば、各封主は、封建義務として、封臣の裁判のため又は一般に助言を与えるために、封臣団を自己の curia に召集し得たこと、又封臣は遠隔の manor に居住する場合に於いても Honour の中心に開かれる curia に召集に応じて出頭すべきことが規定されている。即ち国家について国王の下に彼の直屋封臣団が、助言と朝勤の封建的義務に基いて形成する Curia Regis の存在した如く、Honour に於いても、Honour の保有者たる baron が彼の直属封臣を以って構成する curia をもち、封主・封臣間の「封」関係にまつわる諸問題の裁定、又封主の重大な咨問に答えていたものであったと思われる。

この Honour の curia は、史料の不充分なるにも不拘、Sir Frank Stenton の長年にわたる研究によって明らかにされて来た。ここに主として Stenton に依拠しつつ、この Honour の curia の構造乃至は機能を述べて見よう。

彼が挙げている第一の史料[2]は、the Collection of Lincolnshire Antiquary Gervase Holles の一史料であって、これは、二人の baron（この baron とは比較的大きな所領の保有者を一般に意味し、必しも大きい国王直属封臣を意味するものではない。）Roger of Benniworth と Peter Goxhill とが彼等の封主たる Earl of Lincoln. である William of Roumana の前に於いて、一〇八六年に Roger の祖父である Odo of Benniworth の所領である数ケ所の土地の領有についての取決めを行い、その結果を記した Stephen の治世の文書である。

この文書から明瞭に看取せられることは、Earl of Lincoln の Honour 内部の彼の封臣間の封の保有に係はる紛争に

ついては、最高決定権をもっていたのは国王ではなくして、Honour の領主たる Earl of Lincoln であったこと、そしてこの決定は、Earl of Lincoln が彼の直属封臣団を以って構成する彼の curia に於いて決められていることである。更に別の一一六二年から一一六六年の間のものと思われる文書に於いては、Honour の領主がその下属封臣の封の継承[3]に関して、長子を排して若い息子に「封」の後継を認める決定を行っている文書に於いても、又、Honour の curia に於いてその決定が行われていたのである。[4]こうした Honour は、一つの単位として個有の慣習をもっていたらしく、例えば、Chester の如く、一三世紀に至っても尚、かかる慣習が成文化される必要のあった場合すらあり、又、結婚その他の事情を通じて、同一領主の下に二つ以上の Honour が帰属した場合に於いても、両者を混淆することは混乱を生ぜしめるものであったらしい。Honour の Court を形成する封臣団は、Honour の領主の有する直属封臣の全てではなく、当該 Honour 上に居住するものに限られるべしとする規定は又この点で注目されるべきである。しかしてかかるかなり高度の autonomy を有したと思われる Honour も、Henry II の司法制度の改革により、次に第王権の侵蝕を受けるのであるが、この侵蝕を可能にした内在的原因の一つには、前節で触れた「封」の保有者の「封」に対する権利の強化、換言すれば封主の「封」に対する権利の後退によって、Honour そのものに対する Honour 領主の支配力が弱少化して行った事実があったことを考えなければならないであろうし、又後述するように Honour 内部の有力な封臣が同時に国王の直属封臣であったり、又更には Honour の封主の Household の中心的な人物である dapifer (steward) が国王によって sheriff に任ぜられている事実なども、国王権力が Honour 内部に自然に浸透して来ることを可能にした一つの契機として考えることが出来るであろう。（Ed. Miller が指適してゐるように、一三世紀初には、Ely 修通院領では、honourial curia は消滅してゐる。）

Honour の Court は正に Honour の integerity の表現であり又それを支えるものであつた。そして Honour 内の行政を自主的に運営する機関として Honourial Court と並んで Honour の Household が考えられなければならない。大諸侯の Household が中世後期に於いても広範な活動を示していることは、Denholm-Young の研究以来周知の事実であるが、中世後期に於けるこれらの「Seignurial Household」とノルマン朝の Honour 領主のそれとは、直に同一視することは不可能のように思われる。即ち中世後期のそれが国家からの franchise として形式的に承認を受けて、かつその範囲内に於いて一種の国家の地方行政の一環としての性格を有していたのに対し、Honour の Household にそのような傾向が少いし、又、前者の人的構成に比して、前者のそれは著しく封建的色彩が濃厚であつた。

即ち Stenton の研究によれば、これらの Household の構成員は、通例それらの職務を fief として有していたこと、換言すれば、各 Honour の最も重要な封臣がこれらの職にあたつていたものと思われる。(5) しかし一二世紀後半から一二世紀前半に、これらの職にある人々に重大な変化が現われ始めて来た。即ちこれらの Hosehold 諸職に、従来の重要な封臣に代つて、封建的関係のいかんを問はず、特殊の職業的な行政に当る人々が現われて来ることである。重要な封臣の占めるべき dapifer の職は消滅したが、他の職はし必も消滅しない。しかし要職であつた senechal の職について言えば、一二〇四年には、Plympton の Honour に於ける senechal であつた Robert d'Aumale なるものは、この Honour の重要な封臣であり、又同時に国王の直属封臣でもあつたが、一三世紀の中葉、一二三〇年の Memoranda Roll に見出される約二四人の seneschal の内、二、三の例外を除き、Honour の領主に対して何等の封建関係にない hired administrator にすぎなくなつて来る。(6) このことは、Household の内部の一変化たるに止らず、「封建的人的関係」の後退を示すものであり、Denholm-Young の明らかにしているような Household の機能そのもののの

変質とも結付いて、かつての大諸侯領の分解を如実に示すものと見てよろしかろう。

註

(1) Omni domino licet submonere hominem suum, ut er sit ad rectum in curia sua: et si residens est ad remotius manarium honoris unde tenet, ibit ad placitum, si dominus suus submoneat eum. Si dominus ejus diveroos feedos teneat, non cogitur per legem homo unius honoris in alium ire ire placitum, nioi de alterius causa sit, ad quem dominus suus submonuerit. (LV. 1.) (Stubbs, Select Charter. p. 126).

(2) Notum sit etc hanc esse pactionem inter Rogerum de Beningword et Petrum de Gausa quod ipsi concordes facti sunt de calumpnia terre Geruasii de Halton apud Bulingbroke in presentia Willelmi nominatum de Wiuelestop, et de Houton, et de Sarneburne, scilcet quod geruasius de Halton tenebit terram suam de Halton cum omnibus pertinentibus suis ejusdem terre in omni vita sua de Rogero de Beningword medietatem, et Petro de Gausa aliam medietatem; Et hic Petrus de Gausa tenet et tenebit suam medietatem de Rogero de Beningword in feudo et hereditate ille et heredes sui de Rogero et heredibus suis, et hic Rogerus tenebit has predictas terras cum omnibus pertinentiis in feudo et hereditate de Willelmo comite in capud et de heredibus suis, sicut ille quem Petrus de Gausa et Geruasius de Halton concesserunt esse justum heredem de eisdem terris. Hac eadem pactione que hic dionoscitur de terris Geruasii et de pertinentiis earum scilicet de terra de Halton, et de Wiuelestorp, et de Houton, et de Siarneburne, adquirendis hic Rogerus et hic Petrus adquirent communi potentia sua et pecunia communi.Et hic Petrus tenebit medietatem de Rogero in feudo et hereditate: et de his et de allis terrs tenebit Rogerus medietatem in dominicum suum, et ille qui plus pecunie ad eas adquirendas posuerit majorem partem terre habebit donec reddatur ei pecunia sua saluis

tenuris quas hic Rogerus et hic Petrus tenuerunt in capud de comite Willelmo in die qua hanc concodiom facerunt sic ad tenend' illi et her! sui. Hanc pactionem sicut dinoscitur affidauerunt ad inuicem tenend' sine malo ingenio hic Petrus coram Willelmo comite., et hiis testibus……中略……Post supradictam conuentionem factam coram comite Willelmo in die quo Rogerus Mareschaldus saisiuit Rogerum de Beningword de seruitio Geruasii de Halton, renouata fuit couentio ibi et recognita inter Rogerum de Beningword et Petrum de Gausa. Inprimis conuenit inter eos quod Geruasius de Halton tota vita sua totum feudum suum tenebit et qriete sicut vnqnam liberius et melius tenuit. Post mortem vero Geruasii conuenit inter prefatum Rogerum de Halton dimidiam partientur, ita quod mediatatem illius terre Petrus de Rogero tenebit. Vnde et in eodem loco ubi haec conuentio facta est fecit Petrus Rogero homagium suum de illa medietate. Et Rogeus postquam saisitus fuit de seruitio Geruasii, et

postquam Petrus ei fecit homagium suum, statim coram omnibus saisaouit eum de predicta medietate de Rogero tenenda et de heredibus Rogeri ipse et heredes sui. Preterea conuenit inter eos etiam quod omnes conquestus suos de feudo Hodonis de Beningword medium parcientur et tenebit Petrus ipse et heredes sui de Rogero et de heredibus eius totam medietatam conquestuum suorum de feudo Hadonis saluis tenuris suis quas tenent et tenuerunt eo die in capite de Willelms de Romara comite de Linc'. Ipsam predictam conuencionem sacramento fidei suae assecurauit Rogerus se tenere et omnes heredes suos, et Peturus quoque assecurauit sacraments fidei suae eandem conuentionem se et omnes heredes suos teuere, et post istos et parte Rogeri de Beningword interposita fide sua assecurauit Watheus frater predieti Rogeri istam conuencionem tenere. Et ex parte Petri de Gause assececurauit Garci erus de Campania interposita fide sua istam conuencionem tenere.

(3) Hec est compositio finalis concordia inter Hen

ricum Fulcheri et Sewalluw fratrem suum scilicet quod dictus Henricus hereditauit dictum Sewallum de baroniis Fulcheri et Henrici fratris sui, et inde, scilicet. de istis baroniis duadus Henricus primogenitus fecit illum dominum et antenatum. Et pro ista donacione et adquietacione Sewbllus dedit Henrico in curia domini comitis Willelmi dimidiam marcam argenti. Et preterea Sewallus dedit Henrico et heredibus suis homaguim Swani de Mapelton' et seruicium de Yuinbroc et serucium de Ybul saluo recto Simonis filii Orm. et seruicium totius dowarii quod Jordanus frater suus dedit uxori sue. scilicet. dimidium Yolegreure et Gratton' cum pertinenciis suis et Weston' et unum molendinum in Derbeia. et unam marcam argenti in Bryctichesfeld' et Irton' et Acouere et ecclesiam de Ednesouere et ecclesiam de Sechirleg' et quicquid iuris pater earum habuit in ecclesia de Yolgreue. Et si domina predicta mutet uitam suam ante mortem. Henricus et heredes sui habebunt totum dowarium suum

predictum in dominio suo. Et pro isto fine et doni concessione. Henricus dedit Sewalls quinque marcas argenti. et per istam composicionem et conuencionem Henricus et heredes sui abiurauerunt Sewllo et heredibus suis si ipse heredem habuerit de sponsa sua. et si ipse Sewallus heredem de sponsa sua non habuerito tota hereditas remanebit Henrico et heredibus suis. Et pro isto dono et isto fine Fuleherus filius Henrici deuenit homo Sewallii Et nec Sewallus nec Henricus poterit vendere nec inuadiare quicquam hereditatis illorum nisi unus alteri pro minore precio quam alius inde dare uoluerit. Et dotem quem Sewallus dedera. tuxori sue Matildi Rudel. Henricus et heredes sui tenendam eidem concesserunt, sicut carta comitis Willelmi confirmat et testatur. Et si aliquis eorum huic composicioni non steterit et eam non tenuerit. et per comiten et per amicos hoc corrigere noluerit prece et peticione utriusque, comes seysiet feodum illius qui inde exierit donec iniuria emendetur. Huius actionis et

conuencionis comes Willelmus est iusticia et testis. et hii sunt testis Robertus frater comitis et Willelmus Pontulf. (1161–6) (Cott. Titus C. 1436).

(4) Stenton が引用している一史料 (Feet of Fine. Box. 171. File. 13. No. 244). は、Honour の Household の模様をよく伝へている。それによれば

「Abbot が到着した時、abbot の七人の servant が先行した。この七人には家の七つの department がまかされることになつた。即ち seneschal には Hall が、chamberlain には chamber が、pantler にはパンが、butler には飲物庫と飲物が、usher には戸が、cook には台所が、marshal には malshalsea が……」

とあつて、多数の職員を含むものであつたことが判る。この史料には現はれていないが、dapifer なる職は最も重要な職で、Leges Henrici Primi によつても判るように、時に、主人の代理を務め、又 Household の主宰し統轄していた。大きな Honour の Household は、Constitntio Domus Regis に見られるものに似ていたように思はれる。

(5) Sidney Painter; Studies. pp. 138–140.

(6) Denholm-Young; Seigneurial Administration pp. 75–77.

五

更に、こうした垂直的な「封」関係に基く支配の nexus の弱体化に伴つて、他の幾つかの分裂の要因が加わつて、「封」のハイアラーキーに基く組織は、内部的な分解作用を起して行つたものと思われる。

例えば、「封」関係が単一の形で結ばれていなかつたこと、換言すれば、一人の騎士が単一の主人から封を賦与せられるのではなくして、二人もしくは二人以上の主人から「封」を受けることが、既に早くノルマン征服直後に於いても認めなれていることである。その一例を示せば、Douglas が指適しているように、ノルマン征服直後の Bury St.

Edmunds について、East Anglia 地方の有力な国王直属封臣が多数 Bury St. Edmunds 修道院長 Baldu-in から土地を給せられて、軍務を提供する feudati homini となつていることがこれである。こうした例が他にも早い時期から見られることは、既に先に記したこと（三六頁）からも推測されよう。

この「封関係」の複数制と並んで「封」の分割の進行も考えなければならない。既に述べたように、再下封の進行が著しかつたばかりではなく、「封」の保有者が政治的・社会的・経済的・或は軍事的な配慮からすれば、保有する「封」をそのまま一人に相続させることが有利であつても、一人以上の子女を有する場合には、親としての感情とこの要請との衝突は可成り複雑な様相を呈して来る。ここに一般には男子長子相続制が確立したと言われるイングランドに於いても、子女に財産を分与する方法が存した。女子に対しては、所謂 marritagium. と称して、家族財産の一部を後継者の同意のもとに、子女に、無条件な贈与を行うことが出来た。この関係に於いては、三世代に至るまで贈与者と被与者の間には何の関係もなく、三世代に至つて被与者の子孫が贈与者の子孫に homage を行うと共にここに封建的義務を生ずる。又、二三男以下に対してもこのような方法が行われた。かくして、こうした一般的に conditional fee と言うものによつて、「封」関係のハイアラーキーは極めて複雑化して行つたことは否定し得ない。

この marritagium や或はその他一般の conditional fee に対しては、大領主は自己の所領の統合性を傷うものとしてかなり反対であつたことは当然であろう。しかし国家は可成りこの女子或は二・三男に対しては寛大であり、Edward Miller の指摘する所によれば、Bracton は、可能な限り早い時期に marritagium として与えられた土地の自由処分検をも被与者に許そうとしている。

こうして特に女子の場合には、結婚ということを介して、自然に「封関係」の複数化を促進することになつた。

更に、封建原則として、相続人のない場合の escheat、felony の場合の封の forfeiture を通じて、中間封が消滅し、下属封臣が中間封主の消滅のために上級封主に直接「封関係」に入る事態もかなり頻繁に生じたものと見なければならない。

こうした諸現象を通じて、一三世紀には、「封建秩序」そのものが著しい混乱を呈して来たものと思われる。そして常に封主であつて封臣となることのない国王は、従来よりも多数の直属封臣を得たであろうが、「封関係」を通じての支配の秩序そのものは、こうした混乱によつて、著しく阻害されることにもなつた。更に、これまで述べて来た「封関係」を通じての nexus そのものの内容喪失がこれに加わつた訳である。

註

(1) Douglas; Feudal Documents. lxxxii-xii

(2) この一三世紀に於けるイングランド、フランスの封建制の混乱を比較して整理したものとして、取敢えず、Ed. Miller; "The State and the Landed Interests in Thirteenth Century France and England" T. R. H. S., (V Series. vol. II. pp. 109-130.) が挙げられよう。

(3) 一般に「封建関係」の解体と Henry II 以来の、イギリス国家の権力との関係が考察されなければ不充分であるが、この問題は又別の機会に譲りたい。